

国営公園の維持管理業務について

平成20年6月24日

井熊 均

本日、所用により、国土交通省からのヒアリングに出席できませんが、下記の意見を提出いたします。

1. 不可抗力時の対応

- ・ 民間委託による事業においては、不可抗力時に生じた損害、追加コストについては官側が負担することが合理的である。予測しがたい事態におけるリスクの負担を民間に求めると民間は当該リスクに備えるための費用を含む価格を提案せざるを得ず、非効率となるからである。
- ・ 一方、地震等の不可抗力時には、官民間のリスク分担の如何にかかわらず、業務を担っている民間が迅速かつ適切な措置をとらなくてはならない。この時、不可抗力時の損害、追加コストは原則として官側が負担することとした上で、費用は民間が一時的に負担し当該措置を実施せざるを得ない。当該費用については、後日官側が補填する。
- ・ 前項において、民間が一定のモラルをもって費用を拠出するために二つの条件を課す例がある。一つは、当該コストのごく一部を民間負担とすることであり、今ひとつは、民間に効率的な費用の拠出を義務付けることである。
- ・ いずれにしても、上述した責務と手続きを民間委託に関わる契約書に明記することより、契約変更とすることなく不可抗力時に対応することができると考えられる。なお、不可抗力時の措置は契約にしたがって民間により粛々と実施され、弁済は事後なされることから、官側の手続きに関わる時間の長短は極端な場合を除き特に問題にはならないと考えられる。

以上